

が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 専門部会の設置に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第8条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使をその他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会には次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監事 1名

2 会長は、会員の中から互選により決定し、副会長及び会計監事は会長が指名する。

3 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び他の役員に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第4章 会計

(経費)

第11条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第13条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第14条 会計監事は、会計年度終了時に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第15条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。また、知りえた個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。